

報告書概要資料

【EUにおけるカード決済に係る主な規制内容】

法規制の全体像	<ul style="list-style-type: none">✓ 主な現行規制文書としては支払サービス指令(Directive on payment services in internal market amending Directives 97/7/EC, 2002/65/EC, 2005/60/EC and 2006/48/EC and repealing Directive 97/5/EC、以下PSD)、欧州中央銀行(ECB)規則および「カードに基づく支払取引のためのインターチェンジ手数料規制」(IFR)が挙げられる。✓ PSDの改訂版として、改正支払サービス指令(Revised Payment Services Directive、以下PSD2)が15年10月に欧州国会で承認されたが、16年1月時点では未施行。✓ 監督当局としては、銀行監督当局(EC)、ECBおよび各国当局があたる。✓ PSD2の下では欧州銀行協会(EBA)が自主規制機関として認知されており、PSD2に基づいてガイドラインを設定することが定められている。
イシューング規制	<ul style="list-style-type: none">✓ PSDは銀行を含めた金融機関ならびに専門の支払サービス提供者等を対象として、対象国がそれぞれ国内法にて免許(authorization)要件を定めることとしており、各種の具体的要件も規定される✓ また、支払サービス提供者が利用者に対して提供すべき情報についてもPSD上で細かく列挙されている。
国際ブランド規制	<ul style="list-style-type: none">✓ IFRとして、インターチェンジ手数料上限が規定された。
消費者保護関連	<ul style="list-style-type: none">✓ PSDにおいては、承認されていない支払に対する支払サービス提供者の責任(payment service provider's liability for unauthorized payment transactions)について規定されており、消費者が承認した支払については原則として取り消すことができない、と規定されている。✓ 一方で、PSD2においては、消費者が承認されていない支払取引についての責任が規定されており、消費者による承認の有無についてもより要件の詳細化が行われている。✓ 紛争解決手段として、ADRについても規定される。

報告書概要資料

【イギリスにおけるカード決済に係る主な規制内容】

法規制の全体像	<ul style="list-style-type: none">✓ 英国はEU諸国としてEU規則に従い国内法の改定ないし制定を進めている。✓ 関連する規制当局として、法案の作成・提案機能を持つHM Treasury、金融機関を監督するFinancial Conduct Authority (FCA) およびFCAの子会社として設立されたPayment Systems Regulator (PSR)がある。
イシューング規制	<ul style="list-style-type: none">✓ 支払サービス規則(The Payment Services Regulations 2009)において、イシューングに関連した契約内容・表示に関する規定が存在する✓ また、消費者信用法(Consumer Credit Act)においても、クレジットカードによる信用供与を含めて、与信者の責任を示している。
国際ブランド規制	<ul style="list-style-type: none">✓ 最大かつ最重要な支払システムについては、支払システム規制当局(Payment Systems Regulator)に監督される。国際ブランドネットワークも対象である。✓ EU規則であるIFRが英国でも発効しており、インターチェンジフィーの上限が設定されている。
消費者保護関連	<ul style="list-style-type: none">✓ 支払サービス規則において、支払サービスの利用者(消費者)が、異議を申し立てた場合のサービス提供者の義務等を定めている。✓ また、より素早い紛争解決を目指したオンブズマン制度が、2000年金融サービス法(Financial Services and Markets Act 2000)に基づいて確立されている。

報告書概要資料

【フランスにおけるカード決済に係る主な規制内容】

法規制の全体像	<ul style="list-style-type: none">✓ フランスはEU諸国としてEU規則に従い国内法の改定ないし制定を進めている✓ 一般的な銀行カードの発行は、銀行法の規律に服するが、イシューングに着目した特段の規制はなく、決済サービスの内容に関する規律があるにとどまる。✓ 消費者信用に該当する場合には、発行主体を問わず消費者法の種々の規律を受けるが、マンスリークリアを含む銀行カードの大半は消費者信用の定義に含まれない特徴がある。✓ 伝統的に決済サービスは契約により規定されるものであって、法的問題もまた契約に基づいて処理されるべきとされ、PSDを国内法化した規定を除けば、支払カードに対する法規定は多くない。
イシューング規制	<ul style="list-style-type: none">✓ 通貨金融法典(Code monétaire et Financier)において、契約条件を書面で提示する義務や契約内容を変更時の通知等の規定が置かれる。また、消費者信用については、誤認的広告を防ぐ趣旨から特段の規制がおかれる。✓ 銀行に対し、カードのイシューアとなることに要件は存在しない。
国際ブランド規制	<ul style="list-style-type: none">✓ インターチェンジフィーに関しては、従来はフランス競争法に基づいて規律されてきたが、今後はEU規制であるIFRに基づく。
消費者保護関連	<ul style="list-style-type: none">✓ 支払カードの紛失・盗難に際して、消費者が支払の差し止めをイシューアに伝えれば、以降のなりすまし利用等について消費者は責任を負わない。消費者に故意・重過失がある場合には、免責や上限の規定は適用されず被害の全額が消費者の負担となるが、正しい暗証番号が使用されたことだけでは故意・重過失の証明とはならない。(日常生活の安全に関する2001年11月15日法)✓ 原則として抗弁権は接続しない。

報告書概要資料

【ドイツにおけるカード決済に係る主な規制内容】

法規制の全体像	<ul style="list-style-type: none">✓ ドイツはEU諸国としてEU規則に従い国内法の改定ないし制定を進めている✓ ドイツ民法典(Bürgerliches Gesetzbuch)上のSubtitle 3 Payment services(675c条から676c条まで)により、決済サービスおよび電子マネーについて規定される。支払サービス監督法(Zahlungsdiensteaufsichtsgesetz)では決済サービスの提供および電子マネーの監督について規定される。✓ 金融監督は、金融監督庁(Die Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht, 以下 Bafin)が行う。
イシューング規制	<ul style="list-style-type: none">✓ 支払サービス監督法による決済サービスの提供者が規定される。✓ ドイツ民法典において、契約者への情報開示等が定められている他、銀行協会が加盟店とカード発行銀行の間で締結される統一約款を作成しており、銀行はその統一約款に沿った契約を顧客と交わすことになる。
国際ブランド規制	<ul style="list-style-type: none">✓ EUにおけるインターチェンジ手数料規則は即座にドイツも遵守する立場にあり、ドイツにおいて採られた立法手続きは監督当局の指定のみである。ドイツではBafinがインターチェンジ手数料規制の監督者となることがドイツ国会で採択されている。
消費者保護関連	<ul style="list-style-type: none">✓ ドイツ民法典においては、認証されていない支払取引については支払人に対して支払サービス提供者は速やかに返金しなければならないが定められ、「支払取引の認証」について紛争があった場合(disputed)、支払サービス提供者が認証は実現したと証明しなければならないことが定められる。✓ また、支払サービス監督法28条(支払サービス提供者に対する苦情)により苦情手続きが定められている。

報告書概要資料

【米国におけるカード決済に係る主な規制内容】

法規制の全体像	<ul style="list-style-type: none">✓ アメリカでは、クレジットカードの法的性質を、通説は信用販売ではなく直接貸付と捉えていることから、クレジットカード取引に関しては州法である消費者信用法と連邦法である消費者信用保護法が適用され、業法というよりは消費者保護法として規律される。✓ クレジットカード取引に関する監督権限は消費者金融保護庁(Consumer Financial Protection Bureau: CFPB)が中核を担っている。
イシューング規制	<ul style="list-style-type: none">✓ イシューアの適格等は、貸付を行う者として消費者信用保護法が適用されると同時に、銀行として州法・連邦法の一般的な規制に服する。✓ クレジットカードの申込に当たっては、イシューアは消費者に広汎な情報を開示することが義務づけられている(消費者信用保護法1642~1645条)。✓ クレジットカードが貸出とされることから、その利率には各州の銀行法や利息制限法が定める貸出金利の上限規定が適用される。
国際ブランド規制	<ul style="list-style-type: none">✓ 国際ブランドによる商行為は、競争法の適用対象となり、同法違反の有無について裁判事例が存在する。✓ デビットカードに関してインターチェンジフィーの適正な水準を規定する権限が議会主導で連邦準備理事会に授権され(ドッド・フランク法1075条)、11年から適正な料率を制定した(Debit Card Interchange Fees and Routing: Regulation II)。クレジットカードは同規制の対象ではない。
消費者保護関連	<ul style="list-style-type: none">✓ 加盟店との間の原因債権にトラブルがあり、加盟店と真摯な交渉の結果も解決しない場合にはイシューアに対して取消権を行使することができる(レギュレーションZ 226.13条)消費者は抗弁権の範囲内で、イシューアに対して支払を拒絶できる(レギュレーションZ 226.12(c)条)✓ CFPB内に消費者苦情ユニットが設置され、消費者からの金融商品・サービスに対する苦情を受け付けている(ドッド・フランク法1013条(b)(3))

報告書概要資料

【オーストラリアにおけるカード決済に係る主な規制内容】

法規制の全体像	<ul style="list-style-type: none">✓ クレジットカードや住宅ローン等の消費者向けの信用供与に関しては、連邦クレジット法(National Consumer Credit Protection Act 2009)が根拠法となり、関連した追加規制等も含め、金融監督庁(Australian Securities and Investments Commission, 以下ASIC)が管轄する。✓ 決済ネットワークについては、オーストラリア中央銀行(Reserve Bank of Australia, 以下RBA)が、決済システム(規制)法(Payment Systems (Regulation) Act 1998)に基づき、決済ネットワークを管轄する。
イシューング規制	<ul style="list-style-type: none">✓ 事業者は、連邦クレジット法の規定を満たす必要がある。✓ 同法においては、契約書記載内容や、消費者の権利と義務について契約前に事業者と消費者の双方が確認すること等の規定が存在する。✓ 銀行の業界団体であるAustralian Banker's Associationは上記法体系等に整合する、Code of Banking Practiceという自主規制を公開しており、各銀行はこの標準に基づいて事業を行っている。
国際ブランド規制	<ul style="list-style-type: none">✓ RBAが決済ネットワークに関して監督を行っており、RBAが、決済システム(規制)法に基づき、決済ネットワークが満たすべき基準の設定及び指定に加えて、インターチェンジフィー規定の基準及び、算定の根拠となるベンチマーク調査結果を公表している。✓ 競争政策主体である競争・消費者委員会(Australian Competition and Consumer Commission, 以下ACCC)とRBAは98年にMOUを締結し、決済ネットワークに関し、一貫性あるアプローチを行うことを同意している。
消費者保護関連	<ul style="list-style-type: none">✓ オーストラリアにおいては、Chargeback(チャージバック)という語句が、消費者が支払いを拒絶する権利を示すものとして認識されていることに特徴がある。✓ 電子決済法(ePayment code)にて、消費者が支払を免責される場合の要件が規定されている。✓ 信用供与事業者は、その際にASICが認証する第三者紛争解決機関への登録が義務付けられ、消費者には同機関による問題解決の支援が図られる。

報告書概要資料

【中国におけるカード決済に係る主な規制内容】

法規制の全体像	✓ 銀行カード業務をめぐっては、主体となる銀行関連の規制法規、銀行カード業務に関する規制法規、支払、決済業務に関する規制法や消費者保護、費用徴収に関する規制法等がある。
イシューング規制	✓ 商業銀行は、銀行カード業務の取扱いを開始する場合、銀行カード業務管理弁法13条に基づき、中国人民銀行に申請して認可を受ける。同法には、イシューング業務、アクワイアリング業務を行う際に満たすべき基準も規定される。 ✓ 銀行業消費者権益保護工作指針や、金融消費者権益保護業務の強化に関する指導意見に基づき、情報の告知等の義務が定められる。
国際ブランド規制	✓ 多数の関連規定にて、銀行カードに「銀聯」標識を付すことや、銀行カード業務を行う銀行に対して銀聯の設置する銀行間決済ネットワークに加入することを要求する規定が置かれ、銀聯による中国市場における事実上の独占状態が確保されていた。 ✓ 銀行カード使用時の手数料配分等については、「国家発展改革委員会の銀行カード使用手数料の改善及び調整に関する通知」にて明確な規定が存在する。
消費者保護関連	✓ 商業銀行クレジットカード業務監督管理弁法にて、イシュー銀行は、苦情申立処理サービスを提供し、統一かつ高効率の苦情申立処理業務手続を提供し、苦情申立処理の管理部門を明確にし、苦情申立処理ルートを公開して開示しなければならないことが定められる。 ✓ クレジットカードが使用された取引に問題が存在したり、クレジットカード決済に誤差が生じたりした場合、銀行カード多銀行業務誤差処理暫行弁法に従って、問題解決が図られる。